

令和3年12月8日

青森県教育委員会第875回定例会

期 日 令和3年12月8日(水)
場 所 教育庁教育委員会室

会 議 次 第

1 開 会

2 報 告

- 報告第1号 議案に対する意見について 1
- 報告第2号 行政文書一部開示決定に対する審査請求に係る
青森県情報公開・個人情報保護審査会への諮問
について (非公開の会議)

3 その他

- 職員の懲戒処分の状況について 2

4 閉 会

報告第 1 号

議案に対する意見について

知事から意見を求められた下記議案について、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意したので、ここに報告します。

記

- 1 令和 3 年度青森県一般会計補正予算（第 3 号）案（教育委員会所管分）
- 2 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 3 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
- 4 公の施設の指定管理者の指定の件（青森県立種差少年自然の家）

[その他]

職員の懲戒処分の状況について 令和3年12月（11月1日～11月30日分）

青森県教育委員会

- 事案1 ①被処分者 東青地城市部以外の小学校 事務職員（27歳 女性）
②事件の概要等 人身事故（治療期間が30日以上3月未満）
- ・ 令和3年5月12日（水）午前7時55分頃
 - ・ 東津軽郡外ヶ浜町内の町道
 - ・ 自動車を運転中、駐車場から道路に出ようとした際、右側から直進してきた自動車と衝突したものの。
 - ・ 事故の相手方（女性1名 約6週間の加療）
- ③処分内容 戒告
④処分年月日 令和3年11月24日
- 事案2 ①被処分者 特別支援学校 講師（28歳 男性）
②事件の概要等 交通法規違反
(最高速度30km/h以上50km/h未満の速度超過)
- ・ 令和3年7月23日（金・祝）午前11時22分頃
 - ・ 八戸市内の国道
 - ・ 最高速度60km/hのところ、99km/hで走行
- ③処分内容 戒告
④処分年月日 令和3年11月25日

参 考 資 料

第 8 7 5 回定例会（令和 3 年 1 2 月）

- 報告第 1 号
議案に対する意見について

P 1 ~ P 4

令和3年度11月補正予算の概要について（教育委員会所管分）

補正予算額	19,804千円
現計予算額	124,877,040千円
補正後の予算額	124,896,844千円

◎要求内容

教育指導費	19,804千円
○県立学校修学旅行キャンセル料支援事業費	19,804千円
県立学校における児童生徒の保護者の経済的な負担軽減を図るため、修学旅行が中止となった場合等に発生するキャンセル料を軽減するのに要する経費	

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案 概要

1 概 要

知事等の期末手当について、県の一般職の取扱いを踏まえ、支給割合を改めるものである。

2 改定内容

年 度	支 給 月 数		
	6 月 期	1 2 月 期	年 間
R 3 改定前	1. 6 0 0	1. 6 0 0	3. 2 0
R 3 改定後	1. 6 0 0	1. 5 5 0 (Δ0.05)	3. 1 5 (Δ0.05)
R 4	1. 5 7 5 (Δ0.025)	1. 5 7 5 (+0.025)	3. 1 5

※ () 内は前年度からの増減

3 改定の考え方

知事等の期末手当の支給割合は、県の一般職の期末・勤勉手当の支給割合に対する比率を維持するように改定しており、今回も同様とする。また、令和4年度以後は期別支給割合が同じになるよう引下げ分を均等割するものである。

4 施行期日

公布の日。ただし、令和4年6月期以降の支給割合に係る部分は令和4年4月1日施行。

<参考> 本県の一般職の支給割合

年 度	支 給 月 数								
	6 月 期			1 2 月 期			年 間		
	期 末	勤 勉	計	期 末	勤 勉	計	期 末	勤 勉	計
R 3 改定前	1. 225	0. 900	2. 125	1. 225	0. 900	2. 125	2. 45	1. 80	4. 25
R 3 改定後	1. 225	0. 900	2. 125	1. 175 (Δ0.05)	0. 900	2. 075 (Δ0.05)	2. 40 (Δ0.05)	1. 80	4. 20 (Δ0.05)
R 4	1. 200 (Δ0.025)	0. 900	2. 100 (Δ0.025)	1. 200 (+0.025)	0. 900	2. 100 (+0.025)	2. 40	1. 80	4. 20

※ () 内は前年度からの増減

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案 概要

1 概 要

令和3年10月7日付けの青森県人事委員会からの職員の給与等に関する報告及び勧告に基づき、職員の期末手当の支給割合を改めるものである。

2 改定内容

(1) 人事委員会勧告及び報告に伴う改正

＜公布日施行＞

ア 職員の給与に関する条例の一部改正

区 分	改 正 内 容
期末手当 (第19条)	年間の支給割合を0.05月分引下げ。

イ 任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正

区 分	改 正 内 容
期末手当 (第6条)	年間の支給割合を0.05月分引下げ。

※ 現在、任期付研究員はいない。

ウ 任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

区 分	改 正 内 容
期末手当 (第8条)	年間の支給割合を0.05月分引下げ。

※ 令和3年4月1日現在、当該条例に該当する任期付職員は知事部局に15名いるが、特定任期付職員ではないため、職員の給与に関する条例の給料表を適用している。

(2) 附則関係

ア 期末手当の支給割合の引下げについては、令和3年12月期から適用する。

イ 令和4年6月期以降の期末手当の支給割合については、令和4年4月1日施行とする。

公の施設の指定管理者の指定について

施 設 の 名 称	指 定 管 理 者 と なる 団 体	指 定 の 期 間
	(構 成 団 体)	
青 森 県 立 種 差 少 年 自 然 の 家	三 八 五 グ リ ー ン ネ ッ ト	令 和 4 年 4 月 1 日 ~ 令 和 9 年 3 月 3 1 日 (5 年 間)
	(三 八 五 交 通 株 式 会 社 (代 表) 三 八 五 フ ー ズ 株 式 会 社)	